

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、工学的手法をビジネスや社会の現場に適用することにより、顧客組織の情報戦略策定と効率的情報化投資を支援し、産業界を含む社会全体の高度情報化に基づく価値の創出に寄与することを目指しており、以下を掲げております。

ミッション: CREATE THE FUTURE TOGETHER ~AIソフトウェア工学のチカラで、共にデジタル世界を創造する~

ビジョン: デジタルシフト・サービスカンパニー

ステートメント: あらゆる企業が「デジタル競争力」を手に入れることのできる世界を、私たちはAIソフトウェア工学のチカラで実現します。

上記を具現化するため、株主やお客様のみならず取引先や従業員、地域社会等の各ステークホルダーと良好な関係を築くとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が必要不可欠と考えております。その実現のため、コーポレート・ガバナンス体制の充実を経営の最重要課題の一つとして認識し、継続的にその強化及び充実に努めてまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社豆蔵K2TOPホールディングス	10,912,500	67.99
因幡電機産業株式会社	480,000	2.99
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	391,600	2.43
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	275,000	1.71
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	271,200	1.68
清水 優	152,000	0.94
モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社	124,800	0.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	117,900	0.73
株式会社SBI証券	90,431	0.56
住友生命保険相互会社	77,000	0.47

支配株主(親会社を除く)の有無

株式会社豆蔵K2TOPホールディングス

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の主要株主である株式会社豆蔵K2TOPホールディングスは、議決権の過半数を占めることから、支配株主に該当いたします。支配株主との取引を検討する場合、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会で十分に審議したうえで意思決定を行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
安藤 久佳	その他											
村上 和彰	学者											
野村 宗広	他の会社の出身者							○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安藤 久佳	○	—	中小企業庁長官や経済産業事務次官などの要職を歴任しており、豊富な経験と幅広い知見を有していることから、当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただけるものと期待し、社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。
村上 和彰	○	同氏と当社の間には、同氏が当社取締役就任前において、技術指導の取引があり、同氏が代表取締役に就任した経歴のある会社とも一部取引がありましたが、それぞれ当社の規模に比較して極めて僅少かつ、現状継続している取引もなく、独立性を阻害するものではないと考えております。なお、取締役村上和彰氏は、婚姻により首藤姓となりましたが、旧姓の村上で取締役の職務を執行しております。	DXのほか幅広く情報技術に関する高い知見を有しているだけでなく、経営者としての知見も有していることから、当社の発展に活かしていただくことを期待し、社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。
野村 宗広		当社の支配株主である株式会社豆蔵K2TOPホールディングスの業務執行者であるため、独立役員には指定しておりません。	証券と投資銀行業務のほか、投資先企業の成長戦略に深く携わり、豊富な企業経営における知見を、当社の発展に活かしていただけるものと期待し、社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

代表取締役社長及び社外取締役2名の合計3名から構成され、社外取締役の安藤久佳氏を委員長とし、指名・報酬委員会規程に基づき審議のうえ、取締役会に対して助言・提言を行うこととしております。各取締役の報酬額は、株主総会で定められた報酬限度内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案し、取締役会に対して助言・提言を行い、最終的には取締役会で決定しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査室及び会計監査人とは、監査の相互補完及び効率性の観点から必要な情報を交換するため定期的な協議を行い、相互連携を図ることにより監査の実効性を高めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安立 欣司	他の会社の出身者													
河津 博史	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安立 欣司		—	同氏は、これまで培ってきた経験・知識や、他企業での監査役としての豊富な経験に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしてきたことから、社外監査役に選任しております。

河津 博史	○	—	同氏は、弁護士として法律に関する豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、業務執行に対する独立した立場から、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び助言によりコーポレート・ガバナンスを一層強化し、経営の透明性及び健全性の維持・向上に寄与いただけることが期待できるため、社外監査役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。
-------	---	---	--

[独立役員関係]

独立役員の人数	3 名
その他独立役員に関する事項 —	

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

企業価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員
---------------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者について、業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、当社の企業価値の一層の増大を図るためのインセンティブとして、また優秀な人材の獲得・維持を図ることを目的としてストックオプションを付与しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役の報酬等は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

取締役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、他社水準等を考慮のうえ、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会に諮問し、取締役会の決議により決定しております。監査役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内、監査役の協議を経て決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役（以下、社外役員）に対するサポートは管理本部にて行っております。取締役会の資料は、原則として人事総務部より事前に配布し、社外役員が十分に検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、非常勤監査役に対しては常勤監査役が監査調書、面談記録等を速やかに電子メールで送付する等して、適切に情報共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

a. 取締役・取締役会

取締役の人数は8名であり、うち社外取締役は3名です。

取締役会は、社外を含む取締役及び監査役全員で構成されており、議長は代表取締役社長が務めています。

取締役会は、毎月1回開催される定時取締役会と、必要に応じて開催される臨時取締役会があり、それぞれ経営の重要事項や重要な個別案件に関し、法令・定款を遵守しながら迅速かつ適切に意思決定を行っております。

b. 監査役・監査役会

監査役の人数は3名であり、うち社外監査役は2名です。監査役は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者、及び法律に関し相当程度の知見を有する者が選任されています。

監査役会は毎月1回開催される定時監査役会と、必要に応じて開催される臨時監査役会があり、監査役会議長は、常勤監査役 安立 欣司が務めています。監査役会においては、各監査役より職務遂行について報告がなされ情報が共有されており、必要に応じて執行側に対し必要な改善点を指摘しています。

c. 内部監査室

当社は内部監査室（2名）を設置し、全部門を対象に業務監査を計画的に実施しています。

内部監査室は、年間内部監査計画に基づき、内部統制の有効性、業務の合理性・合法性の観点から、内部監査を実施しております。また、内部監査担当者、監査役及び会計監査人とで、監査を有効かつ効率的に進めるための情報交換を適宜行っており、効率的な監査に努めています。

内部監査結果は、代表取締役社長及び常勤監査役へ報告を行うほか、内部監査の実行性を確保するため、必要に応じて取締役会、監査役会に対し、内部監査室より直接報告を行う体制を採用しています。

内部監査室は被監査部門に対し、内部監査結果・所見について講評するとともに、被監査部門の責任者から指摘事項に対する改善措置、方針の回答を求め、改善状況等のフォローアップを行っています。

d. リスク・コンプライアンス委員会

当委員会の構成員は12名であり、代表取締役社長を委員長、取締役管理本部本部長を副委員長として、管理部門を担当する社員で構成されています。原則として、毎月管理部門を担当する構成員より委員長、副委員長および事務局に対し、36協定遵守状況、インシデントの発生、官公庁の指導等に関する報告を行うほか、四半期に1回、構成員、常勤監査役1名、および内部監査室2名で情報を共有し、意見交換を行います。加えて、トラブルやインシデント等の問題が生じた場合には、管理本部長から迅速に委員長、副委員長および事務局へ報告のうえ、必要に応じて適宜委員会を開催し、対応を検討いたします。

e. 指名・報酬委員会

取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・客観性・透明性を確保するため、取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しています。指名・報酬委員会は、独立社外取締役を委員長とし、取締役会で選任された過半数を独立社外取締役とする3名以上の取締役によって構成されています。指名・報酬委員会は、取締役の指名及び報酬に関する事項について審議し、当該審議結果を取締役に答申します。指名・報酬委員会は、原則として年に1回開催されます。

当事業年度における指名・報酬委員会は、以下の3名から構成されており、うち2名は社外取締役です。

当事業年度の指名・報酬委員会の検討事項は、定時株主総会の取締役候補者の選解任に関する事項、来期の取締役の報酬額等に関する方針、各取締役の報酬に関する事項です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、全てのステークホルダーに配慮した経営を行い、持続可能性の観点に基づき企業価値の向上を図るためには、迅速かつ適切な意思決定と、当該意思決定を実現するための執行体制の構築が必要であると考えています。

また、迅速かつ適切な意思決定及び執行は、法令・定款を遵守し、社会から信用されなければならないことから、社会から信用される意思決定・執行を担保するコーポレート・ガバナンスは、当社の経営の基礎であり、持続的成長、中長期的な企業価値の向上にとって不可欠な事項であると認識しています。

今後とも、コーポレート・ガバナンスの強化に努めて参ります。

当社は、上記基本方針のもとコーポレート・ガバナンスを維持するため、監査役会設置会社を選択し、取締役会及び監査役会において、重要な業務執行の決定、執行に対する監督・監査を行っています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議決権行使に必要な議案の検討時間を十分に確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	正確な情報提供等の観点を考慮しつつ、株主の利便性にも資するように株主総会の日程を設定するように努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	作成・公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を定期的に開催しております。 なお、毎四半期の決算後すぐに決算説明動画をIRサイトに公開しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2025年3月期には実施しませんでした。今期(2026年3月期)中に実施予定です。 現在は、アナリスト・機関投資家の個別の要望に応じ、積極的にIR取材に応じております。また、毎四半期の決算後すぐに決算説明動画をIRサイトに公開しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	実施しておりません。 現在は、海外投資家の個別の要望に応じ、積極的にIR取材に応じております。また、四半期毎の決算短信と決算説明資料の英語版も決算発表と同時に開示しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR専用のページを設け、決算情報、適時開示情報等を掲載しております。※「事業計画及び成長可能性に関する事項」についても、毎年更新しまして公開しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部IR室を担当部署としております。	
その他	上場日以降、以下の取組みを行っております。 ・当社ウェブサイト内に株主・投資家向けIRサイトを設置し、IR資料(適時開示、決算短信、決算説明資料など)を掲載。決算短信と決算説明資料の英語版も日本語版と同時公開しております ・海外投資家含む機関投資家向けのIR取材を積極的に行っております ・個人投資家向け説明会に積極的に参加しております ・四半期毎に決算後の決算説明動画を公開しております	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は役員、従業員の共通行動規範として「コンプライアンス宣言」を制定しまして、ホームページに掲示しております。その中で、ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき課題と認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コーポレー・ガバナンスにおける法令遵守精神の浸透・定着について、全ての取締役及び使用人は、企業人・社会人として、倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められております。管理体制は次のとおり整備しております。

(i) リスク管理体制

「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づき、定期的に各部門から所定の項目について状況をヒアリングし、情報を共有する体制を構築することにより、問題点の早期発見に努めております。問題点が発見された場合は、「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づき対応します。また、法務部門において、従業員を対象とした法務教育を実施いたします。

(ii) 内部通報

内部通報制度として、社内外相談窓口を設置し、法令遵守を推進するうえで疑わしい行為の発見・未然防止・対処等を徹底いたします。

(iii) 内部統制

内部統制システムの構築・運用・改善は、管理本部にて実施いたします。また、内部統制委員会を設置し、当該委員会において以下の活動を行っています。

(a) 内部統制の基本方針に基づく、内部統制に関する基本計画の作成

(b) 内部統制の整備および運用に関する所管部門長への指示および助言

(c) 内部統制の整備および運用の状況の把握

(d) 内部統制上で収集された情報に基づくリスク評価

(e) 内部統制の整備および運用の状況の取締役会への報告書の作成

(f) 内部統制の基本方針の改定案の作成

(iv) 内部監査

代表取締役社長は内部監査室を管掌し、内部監査室は監査役等と意見を交換し、業務執行状況の監査を行います。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、株主総会議事録・取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係わる重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）及びその他の重要な情報を、法令・定款及び社内規程に基づき、適切に作成・保存し、管理いたします。また、取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができます。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(i) 事業の継続・発展を実現するための投資・戦略的提携などに関する事項については、各部門が管理本部と協議したうえで必要なリスクを評価し、その上で「決裁権限基準」に基づき取締役会において最終的に評価・決裁します。

(ii) 債権の回収については、「経理規程」に従い処理されます。

(iii) デリバティブ取引（先物取引・先渡取引・オプション取引・スワップ取引等）については、「デリバティブ管理規程」に基づき金利変動リスクを回避します。

(iv) 当社に経営危機等の有事の状況が発生した場合は、「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づき対策本部を設置し、本部長として代表取締役社長、事務局長として管理本部長が就任し、対応にあたります。

(v) リスク・コンプライアンス委員会は、①「リスク・コンプライアンス管理規程」に定める所定の事項（以下、「対象事項」という）に関するリスク回避・低減施策、法令遵守施策の実施②当該施策の実施状況のモニタリング③対象事項のリスク発生事案および法令遵守違反事案についての調査・分析・検討④インシデントに関する再発防止策の策定・周知徹底⑤対象事項のリスク発生を回避・低減するための教育、を活動内容としております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(i) 取締役会での執行状況報告

業務執行取締役の業務の執行状況につき、原則として毎月1回開催される取締役会において、予算の進捗状況を中心とした業務の執行状況を報告し、取締役会で重要な課題等を協議しております。当該協議を通じ、対処すべき優先事項等に関する意見等を受け、業務執行取締役の職務の執行をより効率的に行っております。

(ii) 管掌範囲を超えた業務執行取締役の関与

業務執行取締役が職務執行を効率的に行うために、各業務執行取締役の管掌事業領域を超えたプロジェクトチームの組織や、代表取締役社長または取締役会から業務執行取締役に対し、管掌外のプロジェクトへの関与を指示することで、管掌事業領域間の営業的・技術的情報の流通速度を加速させ、より適切かつ迅速な意思決定・執行が行える体制を整備しております。

e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が取締役又は取締役会に対して、その職務遂行を補助すべき者の設置を求めた場合には、取締役又は取締役会は、必要に応じて補助者として監査役付を置くものいたします。

f. 上記eの使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

上記eの監査役付は、専ら監査役の指揮命令に従うものとしており、独立性を確保するため、当該使用人の任命・異動・懲戒等人事権に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を得るものとしております。また、監査役付の人事評価については、常勤監査役が行うものいたします。

g. 当社の取締役・使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

(i) 全ての監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定が行われる会議へ出席し、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要

- に応じて取締役・使用人から説明を求めることができます。
- (ii) 代表取締役社長及び業務を担当する取締役は、取締役会において定期的にあるいは随時、担当する業務の執行状況の報告を行います。
 - (iii) 取締役は、重大なコンプライアンス違反・信用毀損、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があること等を発見したときは、直ちに監査役に報告します。
 - (iv) 監査役が当社の業務及び財産の状況を調査する必要がある、取締役または使用人に監査役が当該調査を求めた場合は、当該取締役または使用人は、迅速かつ的確に対応します。
 - (v) 当社と提携している弁護士事務所及び法務部は、内部通報制度の窓口となり、全ての使用人から、当社が関わる違法・不正または不適切な事象に関する報告を受けます。当社法務部は、内部通報結果について監査役に報告します。
 - (vi) 内部通報規程において、通報者が通報を行ったことにより不利益を被ってはならないことを明示し、制度的保護を保障します。

h.上記gの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報（監査役の報告を含む）を行った取締役及び使用人に対し、内部通報を行ったことを理由とした不利な取扱いを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底することといたします。

i.監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役又は監査役会がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役又は監査役会の職務の執行に必要なことが証明された場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することといたします。

j.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役の監査体制確保のため、以下に定める事項について行うことといたします。

- (i) 監査役会は社外監査役を加えた構成とし、対外的な透明性を確保します。
- (ii) 監査役は、当社の重要な会議に参加するとともに、関係資料を閲覧し重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握いたします。
- (iii) 内部監査室と監査役会は、検査結果等を定期的に報告し、相互の連携を図ります。
- (iv) 代表取締役は、監査役会と定期的に会合をもち、監査役及び監査役会との意思の疎通を図ります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業の社会的責任及び企業防衛の観点から「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力チェックマニュアル」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないこととしております。整備状況に関しては、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター等の外部機関から企業防衛に関する必要な情報収集を行い、役職員への啓蒙活動に取り組むとともに、不当な要求等、反社会的勢力からの介入を受けた場合には、適宜に警察・顧問弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処して参ります。

Vその他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

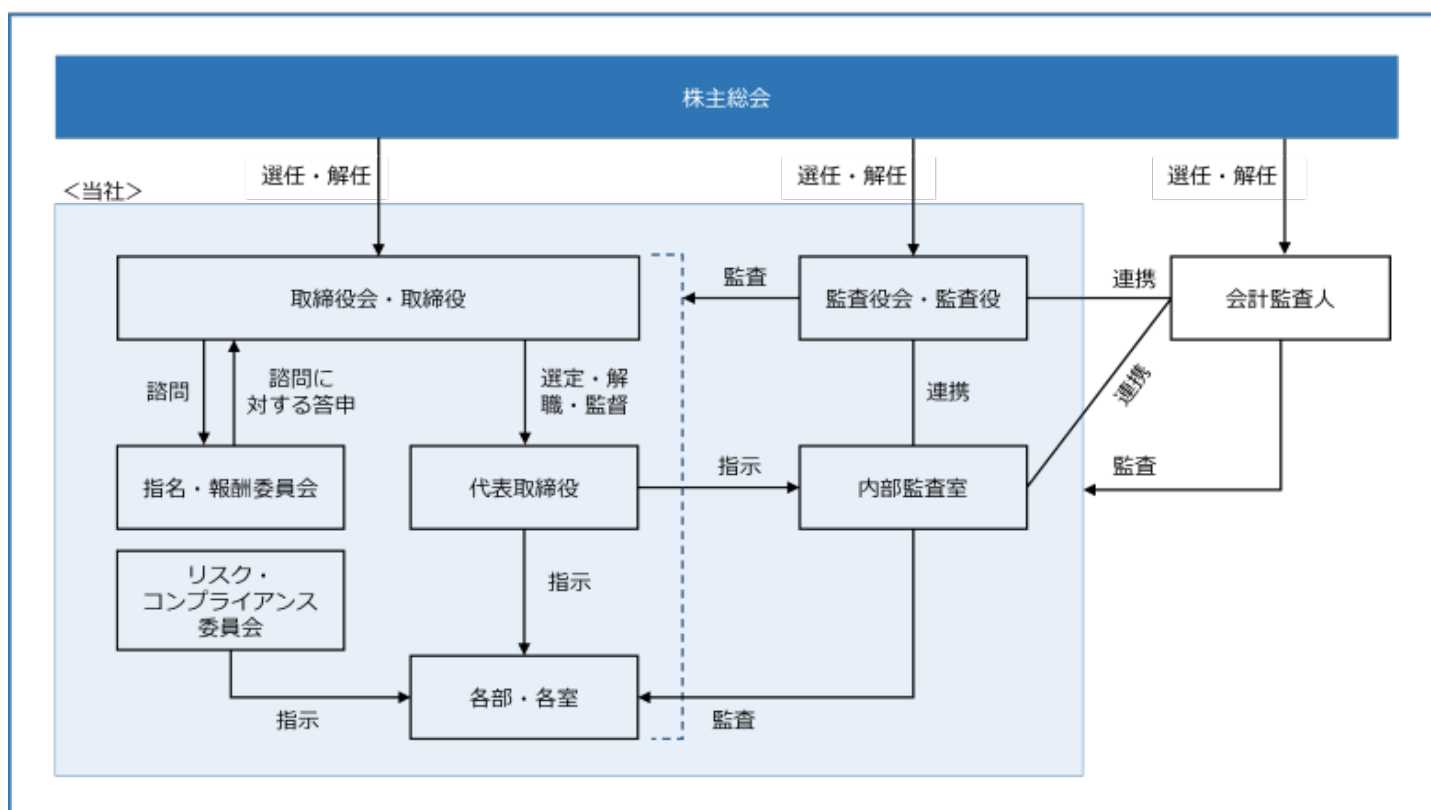
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

—

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

